

一般社団法人日本民俗建築学会 学会賞規定

(学会賞)

1 一般社団法人日本民俗建築学会は、竹内芳太郎賞、佐藤重夫賞、並びに日本民俗建築学会奨励賞を学会賞とする。

(竹内芳太郎賞)

2 竹内芳太郎賞は、次による。

(1)(目的) 本賞は、民俗建築の研究および保存・保護の実践活動を奨励するため、これらに関して業績のあった者に、本学会第2代会長竹内芳太郎氏の功績を讃えて名前を冠した竹内芳太郎賞を贈る。

(2)(贈賞内容) 本賞は、民俗建築および町並み・農村集落などに関し、①または②のいずれかにあたる者とする。

① 優れた研究論文あるいは著書を発表し、学術的研究の発展に寄与する業績をあげた者。

② 保存・保護の実践活動を行いあるいは作品を発表し、優れた業績をあげた者。

(3)(贈賞対象) 本賞の贈賞は、本学会会員、非会員を問わない。ただし、個人とし、団体・法人は対象としない。

(4)(贈賞) 本賞は、贈賞者に賞状とメダルを贈る。

(5)(財源) 本賞の贈賞に要する費用は、第2代会長竹内芳太郎氏の遺族からの寄付金及び竹内芳太郎氏から寄付のあった『民家』復刻時の原稿料積立金、並びに本賞の趣旨に賛同されて託された寄付金を資金として運用する。

(佐藤重夫賞)

3 佐藤重夫賞は、次による。

(1)(目的) 本賞は、本学会の発展をはかるとともに学術文化の向上に寄与するため、これらに関して業績のあった者に、本学会第3代会長佐藤重夫氏の功績を讃えて名前を冠した佐藤重夫賞を贈る。

(2)(贈賞内容) 本賞は、本学会の目的遂行のために貢献し、功労・功績をあげた者とする。

(3)(贈賞対象) 本賞の贈賞は、本学会会員を対象とする。

(4)(贈賞) 本賞は、贈賞者に賞状と楯を贈る。

(5)(財源) 本賞の贈賞に要する費用は、第3代会長佐藤重夫氏の遺族から提供のあった佐藤重夫基金、並びに本賞の趣旨に賛同されて託された寄付金を資金として運用する。

(日本民俗建築学会奨励賞)

4 日本民俗建築学会奨励賞は、次による。

(1)(目的) 本賞は、本学会の目的を奨励促進するため、業績のあった者へ今後の活躍を期待して贈る。

(2)(贈賞内容) 本賞は、本学会の目的を担うであろうと認められる業績をあげた者とする。なお、本賞の対象となる業績は、入会後のものを原則とする。

(3)(贈賞対象) 本賞の贈賞は、本学会会員を対象とする。

(4)(贈賞) 本賞は、贈賞者に賞状と記念品を贈る。

(5)(財源) 本賞の贈賞に要する費用は、会員の加藤厚子氏から本学会にあった寄付金、並びに本賞の趣旨に賛同されて託された寄付金を資金として運用する。

(運用)

5 学会賞の運用は、本規定並びに学会賞規定内規に基づいて行う。

(応募と推薦)

6 学会賞は、本学会会員による応募または推薦(自薦または他薦)による。

(選考委員)

7 学会賞の選考は、学会賞選考委員会が行う。選考委員は、本学会顧問・評議員・理事のなかから理事会で承認された者とし、任期は2年として重任をさまたげない。また、委員の互選により委員長を決める。

(選考期間)

8 学会賞の選考期間は、2月1日から3月31日までとする。

(贈賞)

9 学会賞選考委員会は、贈賞が決まったときには理事会並びに代議員総会・会員総会に報告をして贈賞を行う。

(贈賞人員)

10 学会賞の贈賞者は、各賞ともに毎年度2名以内とする。また、贈賞内容に該当する対象者がいない年度は、贈賞を行わない。

(規定の制定と改定)

11 本規定と学会賞規定内規は、理事会の議決により代議員総会・会員総会の承認を経てから施行する。また、本規定の改定は理事会の議決により代議員総会・会員総会の承認を経て行い、学会賞規定内規の改定は理事会の承認を経て行う。

付則 本規定制定に伴い1989年4月21日制定の竹内芳太郎賞実施要綱、2006年5月20日制定の佐藤重夫賞実施要綱、並びに1995年5月27日制定の日本民俗建築学会奨励賞実施基準を本規定に移行する。

2022年6月4日制定

一般社団法人日本民俗建築学会 学会賞規定内規

- 1 学会賞の応募と推薦にあたっては、規定の用紙に業績を十分に把握できるように記入するとともに、業績を理解できる書籍等がある場合は3部を、毎年1月10日から1月31日(当日消印有効)に本学会事務局に提出する。
- 2 学会賞選考委員が自ら学会賞に応募または推薦をすることはできない。また、学会賞選考委員が選考対象になる場合は、当該選考委員は選考に加わらない。

2022年6月4日制定